

議案第4号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出
木曾広域連合長 原久仁男

令和7年 月 日 決
木曾広域連合議会議長 下出謙介

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年木曾広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行																																
(特定任期付職員の給与等)	(特定任期付職員の給与等)																																
第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>864,000</td></tr> </tbody> </table>	号俸	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>864,000</td></tr> </tbody> </table>	号俸	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号俸	給料月額（円）																																
1	392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
号俸	給料月額（円）																																
1	392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
2及び3 (略)	2及び3 (略)																																
4 第2項の規定による号俸の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	4 <u>連合長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>																																
4 第2項の規定による号俸の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	5 第2項の規定による号俸の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による <u>特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>																																
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																																
第5条 給与条例第5条から第9条まで、第11条、第3章、第4章及び第37条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。	第5条 給与条例第5条から第9条まで、第11条、第3章、第4章、第37条及び第9章の規定は、特定任期付職員には、適用しない。																																
2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例	2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例																																

改正案	現 行
<p>第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、<u>給与条例第44条第1項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例について

1 改正事由

令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、令和7年度における任期付職員の業績手当及び勤勉手当の支給に関し、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 業績手当の規定を削る。(第4条関係)

(2) 木曾広域連合職員の給与に関する条例を読み替えて適用する令和7年度の期末手当の支給月数を改めるほか、勤勉手当を支給するための規定を加える。(第5条関係)

		6月期	12月期	合計
R6年度 (支給済)	期末手当	1.7月	1.75月	3.45月
	勤勉手当	—	—	—
R7年度	期末手当	0.95月	0.95月	1.90月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	1.75月

3 施行期日

令和7年4月1日